

(7) 建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
<p>北部農と緑の総合事務所</p>	<p>平成25年度に建設仮勘定から行政財産に振替られた東部排水路整備工事（252,504千円）のうち、一部は平成24年度に引渡し完了し、供用済みであるため、大阪府の公有財産台帳等処理要領及び建設仮勘定取扱要領に基づき、当該箇所に係る建設仮勘定は、平成24年度に精算をする必要があったにもかかわらず、平成25年度に一括して精算がなされていた。</p> <p>・東部排水路整備工事供用年度別金額</p> <table border="1" data-bbox="566 793 1136 961"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>92,904</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>159,600</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>252,504</td> </tr> </tbody> </table>	年度	金額（千円）	平成24年度	92,904	平成25年度	159,600	合計	252,504	<p>【是正を求めるもの】 公有財産台帳の資産取得年月日の訂正を行うなどの是正を行うとともに、毎事業年度末に、建設仮勘定が精算未了となっているものは、その理由を確認し、正確な事務処理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】（抜粋） 第4条 2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。 なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>【大阪府建設仮勘定取扱要領】（抜粋） 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div>	<p>公有財産台帳の資産取得年月日の訂正を平成26年11月11日に行った。 今後は、建設仮勘定が精算未了となっているものについて、年次決算整理時にその理由を確認のうえ、精算の要否を判断するなどして、精算漏れが生じないよう正確な事務処理を徹底する。</p>
年度	金額（千円）										
平成24年度	92,904										
平成25年度	159,600										
合計	252,504										